平成２６年（フ）第２２５号
長野県安曇野市穂高柏原1707番地４　ハイツ柏原Ｂ―203
債務者　佐藤　徳男
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２２８号
長野県松本市並柳３丁目22番20号　クリエ並柳111号
債務者　飯濵　豊国
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６９号
長野県諏訪市大字湖南4218番地１
債務者　原　三三子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１１０号
宮城県大崎市三本木字町浦29番地　ハイツクレパスⅡ―102号、従前の住所宮城県大崎市古川福沼１丁目13番５―301号　レスターテ’97
債務者　高橋　伸哉
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
宮城県大崎市古川栄町13番１―３号　古川栄町住宅27号
債務者　加納　経子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
千葉県柏市今谷上町33番地８　ハイツ331―105号
債務者　田中　大介
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５００号
千葉県松戸市大橋334番地の３
債務者　石島　真盛
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５０３号
千葉県松戸市河原塚111番地の１　グレースレジデンス５―305号
債務者　樋口真由美
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５２号
高知県四万十市蕨岡甲1019番地
債務者　夕部美也子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５４号
高知県四万十市蕨岡甲1019番地
債務者　夕部純一郎
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１５６４号
名古屋市北区山田４丁目１番13号　ホスティー山田３Ａ号
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７３号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目21番10号
債務者　勝原　直彦
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８６号
神戸市垂水区下畑町字神ノ脇427番地、従前の住所神戸市西区竹の台２丁目16番地の４２―103号
債務者　宮武　純二
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２８号
青森県青森市浪岡大字長沼字北藤巻１番地10
債務者　菅野　憲二
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目11番地
債務者　及原　吉幸
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４２６号
神奈川県足柄上郡開成町延沢1940番地14
債務者　髙木富美子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１８号
青森市大字野尻字野田26番地
債務者　赤平　義則
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　青森地方裁判所民事部破産係